

平成21年度 第3回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時 平成21年12月17日(木)
13:30~15:00

2. 開催場所 水産会館 2F 第3会議室

3. 委員の定数 13名
出席委員 11名

漁業者代表: 奥村義雄、桂川善彦、戸部一秋、西脇庄市、吉澤喜
遊漁者代表: 町野親生、渡辺澄子
学識経験者代表: 駒田格知、寺嶋昌代、皆川朋子、吉村朝之

4. 審議事項

- ・議第4号 コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について
- ・議第5号 揖斐川上流部の水産動物の採捕禁止に係わる委員会指示について
- ・議第6号 平成22年度魚種別増殖方法及び指示数量について

5. 議事の経過

【開会宣言】

○戸部会長

それでは、只今から、平成21年度第3回の内水面漁場管理委員会を開会します。本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の議題は、「コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について」ほか2件でありますので、よろしくお願いします。本日の出席委員数の確認を事務局から報告願います。

○可児書記

本委員会委員定数13名中11名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。

○戸部会長

本日の議事録署名者には、桂川委員さんと寺嶋委員さんをお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

【議第4号】

○戸部会長

それでは、議第4号「コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは、議第4号「コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について」を説明させていただきます。本議題は、当委員会が指示をしている、過去にKHV病を確認した河川からのコイの持ち出し禁止等を内容とする「KHV病のまん延防止のための指示」の指示期限満了に伴い、再指示をするものでございます。P2を

ご覧ください。これは、KHV病の発生状況につきまして、初確認された年からのものを、まとめた表でございますが、表中（）内の数字が、KHV病と診断されました、調査箇所または調査尾数となっております。これを見ますと、ここ2、3年、終息の兆しがみられまして、21年につきましては、この表の下の方にありますように、個人池の、3件の発生のみ留まっております、河川等公共性の強い水面での発生は見られていません。ただ、過去の傾向を見てみますと、こういった状況下にありましても、翌年には河川での発生が見られていまして、たまたま、今年が「KHV病の発生しにくい環境条件にあった」という、可能性も考えられますことから、今しばらく様子を見ていく必要があると思われましますので、P1にお戻りください。平成22年のKHV病まん延防止対策に係る委員会指示方針（案）としましては、平成21年のKHV病の発生状況は、別添1に示すとおり、河川での発生は認められなかったものの個人池で3件発生していること、また、過去、河川における発生が認められなかった年があっても翌年には発生が認められたことから、いましばらく様子を見る必要があると考えられるため、平成22年についても今年と同様の指示をすることとする。P3をご覧ください。これが、公示文（案）です。昨年と同じ内容でございますが、確認の意味から読ませていただきます。

（公示文（案）朗読）

○戸部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

○皆川委員

木曽川中流域の線が抜けているのは何か意味があるですか。

○松田書記書記

これは、愛知県との県境部分を通る木曽川で、調整上の問題があつてこの様に示していますが、発生もありません。

○駒田委員

発生 of 全国的な状況、大きな流れというのは、どのようになっていますか。

○松田書記

平成15,16,17年ぐらいに爆発的に発生し、その後急速に下火になりましたが、依然として発生があり、今はなだらかに減少しているということを耳にします。ただ、こういった傾向がこの様な指示等による結果なのかどうか、これをやめた場合にどうなのかという判断は、なかなか難しい部分があります。

○桂川委員

飛騨川についてですが、上麻生ダムより上流は、どのような状況ですか。

○松田書記

持ち出し禁止にしている所といたしますのは過去に発生があつた所ですので、持ち出し禁止にしていない上流域については過去に発生が無かつたということです。

○戸部会長

他にございませんか。

○戸部会長

それでは、ご意見も尽きたようですので、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。議第4号「コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

ご異議がないようですので、議第4号については原案のとおり決定します。

【議第5号】

○戸部会長

それでは、議第5号「揖斐川上流部の水産動物の採捕禁止に係わる委員会指示について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは、議第5号「揖斐川上流部の水産動物の採捕禁止に係わる委員会指示について」を説明させていただきます。本議題は、当委員会が指示をしている「揖斐川上流部の水産動物の採捕禁止に係わる指示」の指示期限終了に伴い再指示をするものでございます。P2をご覧ください。3月の委員会におきまして、適用除外申請の関係でも説明させていただきましたが、現在の委員会指示の内容といたしましては、揖斐川町塚地内の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支派川、揖斐川町門入地内の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷、黒谷及びその支派川について2年間、全魚種の採捕を禁止するものとなっております。そして、この様な形となりました経緯についてですが、これにつきましても、3月の委員会におきまして、説明させていただきましたが、徳山ダムの建設に伴いまして、昭和62年に漁業権が消滅するということで、漁場を管理する者がいなくなるということで、同年、委員会指示によりまして、漁業権が消滅する漁場全域の、水産動物の採捕を禁止しております。が、その後、ダム工事が開始されるまでは「河川を漁場として活用したい」という地元からの要望、採捕禁止の指示が「なかなか守られない」というような実態などがありまして、平成2年から7年までは、暫定的な漁業権を設定しまして、漁場を管理しておりました。しかし、その後、ダム工事が開始されましたからは、自由漁場となったわけですが、この間に、水産資源が著しく減少するといった事態が生じたので、平成15年からは、保護すべきエリアを絞り込んだ上で、委員会指示によりまして、水産動物の採捕禁止区域を設定しまして、現在に至っております。で、こういった採捕禁止区域を設定して効果はどうだったのかということですが、P 4,5をご覧ください。これは、採捕禁止の適用を除外しまして、調査していただいた結果でございますが、資源量は回復している、ということで、このやり方で間違い無いと言いますか、問題無かったと思われまします。ので、今後も、指示を継続するのであれば同様のスタイルが望ましいと思われまします。それから、今後、漁業権を免許しまして、漁協に管理を委ねていく、という方向性も視野に入れていかなくてはならないんですが、ご存じの方もみえるか、と思いますが、平成20年3月に、徳山ダムの事業が完了しましたが、これと前後しまして、揖斐川町が中心となりまして、湛水後の湖面利用について色々と話し合われておりまして、周辺漁協もそのメンバーとして入って、検討されているらしいのですが、漏れ聞こえてきます話によりまして、魅力が無いと言いますか、管理しにくい漁場ということで、なかなか難しいようでございます。ですから、こういったことを踏まえまして、揖斐

川上流部の水産動物の採捕禁止に係わる委員会指示（案）としましては、現時点において当該漁場の漁業権を要望する漁協が無い場合、今後も当該漁場における水産資源の枯渇防止に係る何らかの措置は必要であるが、これまでの措置により水産資源は安定的に保たれているため、現行と同じ指示内容により、2年間の再指示をすることとする。としたいと思います。

○戸部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

○吉澤委員

これは、将来的にもずっとこのような考え方でいかなければならないのですか。

○松田書記

管理していただける漁協さんが現れない限り難しいかもしれません。

○吉澤委員

今後の問題ですが、2年でなく、もっと長くするというのはどうですか。

○松田書記

ただ、どう転ぶか分からない中で、漁場計画の樹立から免許までが大体1年以上かかるということから、2年くらいが妥当ではないかなという思いから、このような案を示させていただいております。

○戸部会長

先日の西濃ブロック会議での話では、揖斐川に漁協が3つあるんですが、3漁協でこの問題について相談をして、漁業権を申請しようかという話にまでなったのですが、上流が、自分たちの所だけでやりたいということで、話が壊れてしまったという経緯があります。他の組合のことですので何とも言えませんが、近いうちに、今の2年間の内に、何とか申請をしていくのではないかと思います。

○浅野事務局長

今の会長さんのお話で漁業権を設定することになりますと、漁場計画の樹立に際して委員会の方へご意見を伺うことになりますが、特に資源保護と漁場としての活用をどのように両立させていくかという観点からご意見を伺うことになろうかと思いますが、最終段階では当然諮問はさせていただくのですが、それ以前に、もしご意見があれば、ここでお話しをしながら進めていきたいと思っています。

○戸部会長

ほかにございませんか。

○戸部会長

それでは、ご意見も尽きたようですので、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。議第5号「揖斐川上流部の水産動物の採捕禁止に係わる委員会指示について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

（「異議なし」の発言）

○戸部会長

ご異議がないようですので、議第5号については原案のとおり決定します。

【議第6号】

○戸部会長

それでは、議第6号「平成22年度魚種別増殖方法及び指示数量について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは、議第6号「平成22年度魚種別増殖方法及び指示数量について」を説明させていただきます。本議題は、漁業法第130条第3項の規定により、第5種共同漁業権に係る平成22年度魚種別増殖方法及び指示数量を定めるものでございます。P2をご覧ください。これは、平成22年度の増殖指示数量（案）の一覧表です。これに至りました方針、根拠等は、後ほど説明させていただきますが、表中、太枠で囲ってあります数字は、今年度よりも減量となるもの、二重の枠で囲ってあります数字は今年度よりも増量となるもの、その他につきましては、今年度と同量となるもの、を表しています。続きまして、P3以降に放流実績等を記載したものを添付しておりますが、詳細につきましては、省略させていただきます。備考欄にあります各漁協さんからの要望のみを紹介させていただきます。内共第5号、西濃水産漁協、アユ卵を0とし、その代わりにアユ種苗を60kgプラスする。内共第9号、揖斐川久瀬漁協、アユを10kg マイナスに。内共第11号、木曽川長良川下流漁協と海津市漁協の共有漁場ですが、うち、木曽川長良川下流漁協からナマズ20kg マイナスの要望。内共第16号、郡上漁協、アユを13,000kg にという要望。内共第22号、木曽川長良川下流漁協、日本ライン漁協、木曽川漁協、愛北漁協の共有漁場ですが、うち、木曽川漁協からアユ卵及びフナの減。内共第24号、日本ライン漁協、木曽川中流漁協の共有漁場ですが、うち、木曽川中流漁協からフナ20kg マイナスの要望。内共第32号、益田川漁協、ウナギ30kg マイナスの要望。内共第37号、土岐川漁協、アユを200kg～250kg に、ウナギを50kg マイナスにという要望。内共第38号、矢作川漁協と愛知県矢作川漁協との共有漁場ですが、うち、岐阜県矢作川漁協からウナギ10kg マイナスの要望。内共第50号、庄川漁協ヤマメ1,200kg～1,400kgにと、以上のような要望があがっております。こういった要望等を踏まえまして、P14をご覧ください。ここに、平成22年度の増殖指示数量に関する方針及び要望に対する対応（案）を示しております。基本方針につきましては、あくまでも、平成15年1月10日委員会決定の「増殖指示数量の基本方針でございますが、近年の自然環境や、社会情勢の変化スピードの速さ、漁協経営の厳しさ等を考慮しまして、ここ数年、応急的に減量基準等を検討しております。内容的には昨年と変わっておりませんが、確認の意味から、読ませていただきます。コイの増殖指示方針、平成21年のコイヘルペスウィルス病の発生状況は、河川での発生は認められなかったものの個人池で3件発生していること、また、過去、河川における発生が認められなかった年があっても翌年には発生が認められたことから、現時点においてコイ種苗の放流指示を再開することは、天然水域での発生を助長し、関係各位を混乱させる可能性が極めて高いことから、平成22年度についても今年度と同様にコイの増殖指示は出さないこととする。アユの増殖指示方針、冷水病が全国的に蔓延して収束の兆しが見られない中、岐阜県においては県下漁業協同組合の放流量に足る健苗が慢性的に不足している状況にあり、その被害の結果、遊漁者等からの要望により追加放流を余儀なくされている漁協が散見される。この様に、やむを得ず大量に放流しなければならなくなった場合においても、定法による指示数量の算定では増量指示をしなければならない場合が生じてくるため、係る悪循環を防止する

ため、「指示数量の魚種間の変更」等の特殊な場合を除き、アユ冷水病被害が収束に向かうまでの間は指示数量の増量を行わないこととする。要望に対する対応方針、1. フナ、コイヘルペスウィルス病が蔓延する以前の「コイ・フナ」をセットにした指示の基本方針の主旨は、両種の資源動向を視ながら「両種の放流量等を柔軟に増減できるように」というものであったが、22年度もコイの増殖指示を出さない中、フナのみ指示数量を固定化してしまうことは、増殖指示方針の主旨に添うものではない。このため、「コイ・フナ」をセットで指示できるようになるまでの間、フナの放流は資源動向に注視しながら漁協からの要望を最大限に加味して対応していく。1) 対象となる漁協、県内全漁協、2) 基準、前年度の指示数量の1/2を下限の目安とし、かつ、それが県内漁場における前年度の最低指示数量を下回らないようなものとする。2. その他の魚種、従来の指示数量の減量に係わる計算式は遊漁料収入が低い漁協に不利に働くため、当該計算式とは別に、下記条件に合致する漁協についても当面の間、漁協要望の比重を大きく加味し、漁場の特性や漁協の経営状況等を勘案し、対応する。1) 対象となる漁協、①遊漁料収入が放流経費を下回り、かつ賦課・行使料収入の総額も下回る、漁場を管理する上で、漁協の負担が遊漁者の負担と比較して著しく大きい漁協、②組合員一人当たりの負担額が遊漁者の負担額と比較して著しく大きい漁協、③経営が著しく悪化している漁協、「どういった漁協が該当してくるか」につきましては、P26以降に添付してございますが、方針、基準等、変わっておりませんので、ここに至りました経緯等につきましては説明の方、省略させていただきたいと思います。2) 基準、①適正目標増殖量の定めがある魚種、前年度の指示数量の1/2を下限の目安とし、かつ、それが適正目標増殖量の1/2を下回らないことを標準とする。ただし、人件費等、漁協経営を切りつめてなお、経営が逼迫していると認められる漁協、当該魚種について指示以外の増殖努力をしている漁協については、さらに若干の勘案をするものとする。②適正目標増殖量の定めが無い魚種、対象となる魚種について、前年度の指示数量の1/2を下限の目安とし、かつ、県内漁場における前年度の最低指示数量を下回らないようなものとする。こういった事を踏まえまして、具体的要望内容とその対応(案)、1. フナ、①木曽川漁協、漁場を共有する他漁協との合意形成がされていないため、現状維持とする。②木曽川中流漁協、上記基準に適合するため、指示数量を減量する。③飛騨川漁協、上記基準に適合するため、指示数量を減量する。④土岐川漁協、上記基準に適合するため、指示数量を減量する。2. その他の魚種、①西濃水産漁協、アユ、人工ふ化放流をやる人がいなくなり、後継者もないということから、やむを得ないと認められるため、要望通り、アユ卵人工ふ化放流の指示を0とし、代わりに、アユ種苗の放流量を60kg増量し指示する。②揖斐川久瀬漁協、アユ、上記基準に適合しないため、現状維持とする。③木曽川長良川下流漁協、ナマズ、漁場を共有する他漁協との合意形成上の問題により、現状維持とする。④郡上漁協、アユ、上記基準に適合しないため、現状維持とする。⑤木曽川漁協、アユ卵、漁場を共有する他漁協との合意形成がされていないため、現状維持とする。⑥飛騨川漁協、ニジマス、ウナギ、上記基準に適合するため、指示数量を減量する。⑦益田川漁協、ウナギ、上記基準に適合しないため、現状維持とする。⑧土岐川漁協、アユ、上記基準に適合するため、指示数量を減量する。⑨岐阜県矢作川漁協、ウナギ、上記基準に適合しないため、現状維持とする。⑩庄川漁協、ヤマメ、上記基準に適合しないため、現状維持とする。としております。経営状態等、厳しい漁協さんにつきましては、こういった応急的な試みによりまして、何とか運営状況を立て直していただきたい。ただ、それ以外の漁協さんにつきましては、岐阜県には、淡水魚の王国というイメージもありますので、可能な範囲で、拡大的な増殖を目指してやっていただきたい、ということから、この様な、増殖指示数量(案)を策定しております。

○戸部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

○奥村委員

郡上漁協は 14.52 t の指示数量で放流をしています、最近、非常に天然遡上が多いということがあって指示数量を 13t に抑えたい。といいますのは、遡上が多いときに放流しますとアユも小型になりますし、組合運営も圧迫しますので、何とか 13t で指示数量をセットしていただければと思います。状況に応じてはもちろん、15t ぐらいの放流もしますが、もし、天然遡上が非常に多い場合には放流を控えるという意味でお願いしたいと思います。

○松田書記

私どもとしましては、水産庁の通達におきまして、増殖は拡大的にやっていけという中にありまして、かといって、経営状況が苦しい漁協さん、つぶれるというか、運営していけなくなっているといけないということで、そういう漁協さんのために、今は特別に、応急的にやっているという措置ですので、可能な限り当初の、免許の時の増殖指針がありますが、それをベースに、運営状況等、余裕のある漁協さんについては努力していただきたいというのが私どもの思いです。

○奥村委員

例えば今年、非常に天然遡上が良かった。併せて今年、県の種苗センターのアユが少なかったということで、実は、放流をストップして、足らなかったのは 3.5t ぐらいだったんですけども、理事会に諮ったんです。天然遡上も十分おりますので、できれば追加放流を無くそうという相談をしたのですが、それぞれの理事の思惑もありまして、とにかく予定だけは入れよということで、最終的には入れたんですけども、そのこともあって非常にアユが小さくて、市場単価も非常に悪かったということがありますので、13t しか入れないということではなく、あくまでも指示数量をここまで下げていただければ、もし、多く遡上したときはここで止めるということで、これはアユの育成に係わることで、理解していただきたいと思います。

○浅野事務局長

増殖指示数量というのは漁協さんにとってみますと公表された極めて大きなノルマなんですね。これを達成しないと、場合によっては「漁業権を取り上げられてしまう」というところまでいきかねない」ということで、非常に強い力を持っているという認識を持っておられると思うんです。ですから、ノルマを達成するためにはどうしても「無理矢理にでも努力しなければならない」というものがあって、ただし、経営が厳しい中で、自分の首を絞めてまでやることかという話となりますと、これは管理委員会が指示する内容としては不適切だと思っております。ですから、これは県の指示ではなく、管理委員会の指示でありますので、ある程度弾力性を持たせても悪くはない。ただ、弾力性を過度にやりすぎると「じゃあ守らなくても良いのか」ということになりますので、ある程度のルールの中でやっていただければ、ここで皆さんが認識していただければ、それはそれで 1 つの方法ではあると思います。例えば、過去に増殖指示数量を出してしまった後に、梅雨時の洪水等によって漁場が極端に変わってしまった事がありまして、そういう時には災害復旧等の工事がありますので、魚を放流しても無駄になってしまうということで、この時はこの管理委員会の中で、これはやむを得ない、管理委員会としては指示した内容を守っていただけないことはまずいのですが、そういう事情があればやむを得ないだろうということで処理した経緯もございま

す。今の奥村委員さんのお話は、せっかく魚を放流してそれを収入の糧としている場合に、サイズが小さくて収入が減るようなことを組合員に強制できるのか、あるいは組合としてやるのが経営者として妥当なのかという判断を迫られたときに、執行部の組合長さん方が困られるということだと思うのですが、ですから、その様な場合にこの委員会でもう対応するのかという、ある程度の共通認識を持っていただけならばと思うのですが、ただ、最終的に、この実績が守られなかった場合にどういう事になるかといいますと、管理委員会として、この漁協は漁業権に関して管理委員会が指示した内容を守っていないということを知事に言わなければならなくなり、知事はその意見を受けて、その漁協に対して増殖指示を守れという命令をしなければならなくなります。さらに、その命令を守りませんと、漁業権の取り上げとかにまで発展してしまうことにもなります。ですから、それだけの力を持った指示数量ですので、むやみやたらに弾力的に活用することは避けるべきかとは思いますが、やむを得ない部分は、今年の場合はどこまで認めるかということになりますが、例えばこういう事情だった、今年のように、放流する種苗が買いたくても買えなかったとか、そういう事情が管理委員会の中で結果として認められるような内容であれば、運用させても良いのではないかと思います。

○奥村委員

お金で買って放流した魚も天然遡上したものと同じということを理解してもらわないと、結局、必要以上に放流するということは、この事業とは違う問題が出てくると思います。

○浅野事務局長

どこまで話を広げるかということになりますが、天然資源が非常に多くて、天然資源にのみ頼っているということであれば、別に増殖しなくてもいいというところまでいってしまいますと・・・。

○奥村委員

ただ、このままですと、いくら遡上してきてもさらに放流しなければならなくなる。これは、全く無駄である。さらに、せっかくの資源を無駄にするという結果になる。その辺りの理解がありませんと現状維持ということになるのですが。確かに毎年、これぐらいの遡上があるとは思いません。かつてうちは、5年連続赤字でした。その時はもちろん 15t、16t、入れておりましたが、それでも赤字でした。これは、気象状況で必ずそういうときもあります。ただ、今は、3年遡上量が多い状態が続いて、今年の気象状況から見ますと来年も良いのではないかと思いますし、組合としては無駄なことは避けたいということです。

○松田書記

漁業権の存続期間は10年ありますが、当初の増殖指針、計画といいますのは、そういうものも見越して、10年間のスパンで見て、定めるものという大前提があるものですから、それを、途中で変えるというのは、ここまで突き詰めるべきかという問題もありますが、これは、場合によっては免許を受けるに当たっての適格性と言いますか、適否にまで及ぶ事ですので、慎重にならざるを得ませんし、かといって固定的に考え過ぎますと、さきほどもありましたように、漁協さんの運営が立ち行かなくなるということで、やむを得ずやっているということですので、そういう案であることをご理解いただきたいと思います。

○浅野事務局長

各漁協さん、やはり、それぞれ状況は出てくると思うんです。たまたま今、アユの話が出ていますが、フナにしても、自然界で沢山繁殖したときにそこへもっと放流して沢山大きくなるかという餌不足でやはり大きくならない。大きくならないければ、商品価値が無くてやってもしょうがないじゃないかと、アユだけでなく、いろんな形で出てくると思います。ですから、委員の皆さんには、こういった現状があるという認識を持っていただいたうえで、各漁協さんには、指示数量は指示数量として、それは達成するために努力してもらおう。そして、客観的に見て必要ないという事情がある場合には、それは「やむを得ない事情」として委員会において認めていくという方向性でいった方が良いと思われれます。と言いますのは、ノルマを果たさないための逃げ口の問題が出てきてしまうものですから。

○奥村委員

もちろんそれはそうです。ただ、今回はうちが申請していますので、状況だけは理解していただきたいという思いでお話しさせていただいています。河川研で話をすれば十分理解していただける話です。実際、河川研からはそういう指導がされているのも事実ですが、最終的には委員の皆さんのご判断にお任せします。

○浅野事務局長

放流するためには当然、お金がいるわけですが、お金に関しては今回資料があります。P27、グラフが3本並んでいます、放流経費と遊漁料収入と、賦課金・行使料収入、これを見ていただくと分かるのですが、遊漁料収入が非常に多い組合、それによって経営が成り立っている組合とか、放流経費はたくさんあるんですが、どちらかという組合員の方が負担が大きい組合等、バラバラなんですね。それぞれの経営状況がまちまち。ですから、様々な事情を見越さなければならぬ。さらに P28 には遊漁者一人当たりの負担額と組合員一人当たりの負担額の対比をしておりますが、結局、負担の考え方、組合の事情が異なることから、一律に線を引いて物事を進めるといふことには大変難しい部分がありますが、ただ、委員会として何かを出す以上、やはり岐阜県全体として、1つの考え方のポリシーは持っていないとは思いませんので、やはり指示は指示とし、できなかった場合は個々に事情を明確にしたうえで、委員会として判断していただくということで、できなかった理由を明確にするという認識を漁業権者である漁協に持っていただくということで、やっていくしか無いのかなと思っています。

○駒田委員

今のアユ冷水病の状況と、さらに今、色々な所から色々なものが入ってきているようですが、そういった状況を、せっかくの機会ですでお聞かせください。

○松田書記

アンケート調査を、漁協さんを通してやっていますが、一時のような大量に死んで、川中真っ白という被害は少なくなりましたが、相変わらず、冷水病に罹って死んでいるという報告を受けています。若干減りつつはあるんですが、出てはいるという感じです。

○浅野事務局長

新しい病気としては数年前から出始めたのがエドワジエラ・イクタルリーという細菌性の病気です。他県で2年ほど前から話題になりまして、今、全国的に調査をして

いる中で岐阜県においても出ています。ただ、ごく一部に限られた地域だけで、それによってアユ漁業が明らかにひどくなっているというわけではありません。冷水病のような状況にはないのですが、今、駒田委員さんから言われました新しい病気としてはこれが上げられると思います。他県さんの状況を聞きますと、かなり水温が高い時とか生息環境が著しく悪化したときに出るということで、岐阜県の場合もここ2年ほどその魚は見つかっておりますが、それによる被害が広がっているというところまではいっていません。冷水病につきましては、先ほど事務局の方から説明がありましたが、依然として持ち込まれていますので、対応はしていかななくてはいけないと思います。これは、県漁連さんが中心となってやっております冷水病対策協議会の中で、パンフレットをつくらせていただいたり、各漁協さんへ指導したり、種苗の放流の仕方だとか、オトリ鮎の対策だとかということもやらせていただいております。これは毎年開催しております、年明け早々にも開催を計画しておりますので、その中におきまして、対策の検討を進めていきたいと思っています。

○戸部会長

他にございませんか。

○戸部会長

それでは、ご意見も尽きたようですので、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。議第6号「平成22年度魚種別増殖方法及び指示数量について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

ご異議がないようですので、議第6号については原案のとおり決定します。

○戸部会長

それでは、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。どうもありがとうございました。

平成21年12月17日

会 長

議事録署名者

委 員

委 員